

お 知 ら せ

徳島県が施行する県道志度山川線改築工事（徳島県阿波市阿波町東原地内）については、令和五年五月一〇日付け四国地方整備局告示第五十九号で、土地収用法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示がありました。

については、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事項についてお知らせします。

一 事業の認定の告示があった土地（以下「起業地」といいます。）

イ 収用の部分 徳島県阿波市阿波町東原地内
ロ 使用の部分 徳島県阿波市阿波町東原地内

なお、起業地を表示する図面は、阿波市役所建設部建設課に備え付けてありますので、どなたでもご覧いただけます。

二 土地価格の固定について

起業地の価格については、事業の認定の告示のあった日をもって固定されることとなります。

三 関係人の範囲の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれません。

また、裁決申請後に裁決手続開始の登記がされた権利を継承した方も、特別な場合を除き、関係人に含まれません。

四 土地の保全について

事業の認定の告示があった日以後においては、何人も、徳島県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはなりません。

五 損失補償の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置をしたときは、あらかじめ徳島県知事の承認を得た場合を除き、これに関する損失の補償を請求することはできません。

六 裁決の申請の請求について

裁決の申請は徳島県が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について、徳島県に対して裁決の申請を行うよう請求することができます。

七 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを徳島県に請求することができます。この請求は、裁決の申請がなされていないときは、裁決の申請の請求とあわせてしなければなりません。

八 明渡裁決の申立てについて

土地所有者及び関係人からも、直接、徳島県収用委員会に明渡裁決の申立てをすることができます。

九 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載されています。必要な方は、徳島県東部県土整備局（吉野川庁舎）用地担当又は阿波市役所建設部建設課においてくだされば配布します。

十 お問い合わせ先等について

その他不明な点については、土地収用法を参照するか、徳島県吉野川市川島町宮島七三六番地一 徳島県土整備部東部県土整備局（吉野川庁舎）用地担当（電話 〇八八三―二六―三七二一）までお問い合わせください。